

治山事業の概要

治山事業では、荒廃した森林や山地災害が発生する恐れのある森林（山地災害危険地区）において、治山ダム等の設置や植栽・間伐等の森林整備により、森林の持つ防災機能の維持増進を図り、山地災害から未然に私たちの生命や財産を守ります。

さらに、災害が発生した森林を早期に復旧させ、被害の拡大を防いだり、森林の持つ水源かん養機能や生活環境保全機能の向上を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしを提供します。



治山事業では、主に「森林法」及び「地すべり等防止法」に基づいて事業を実施しています。

保安施設事業（森林法第41条）

森林法第25条第1項第1号から第7号に掲げる保安林の指定目的（P3参照）を達成するため、国または都道府県が行う森林の造成または維持に必要な事業

地すべり防止工事に関する事業（地すべり等防止法第2条第4項）

地すべり防止施設の新設、改良その他地すべり防止区域（※）のうち、地すべり等防止法第51条第1項第2号に規定する保安林等がある地域における地すべりを防止するための事業

※ 地すべり防止区域…地すべり等防止法に基づき指定された地すべり区域（地すべりしている区域やそのおそれの極めて大きい区域）等であって、公共の利害に密接な関連のある区域

森林の多面的機能

森林には、木材等を生産するほか、水源のかん養や土砂災害の防止、快適な環境の形成、レクリエーションの場の提供など、さまざまな機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。



土砂災害防止機能

森林には、樹木の枝葉と地面を覆う落ち葉や草木（下層植生）が、雨水等によって地表面の土壌が流されるのを防ぐ働きがあります。また、樹木が地中に根を張り巡らせることで、土砂崩れを防いでいます。

森林の土砂流出抑制機能



水源かん養機能

森林には、土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川等に流れる水量を安定させ、洪水や渇水を緩和する機能があります。また、その過程で、水質を浄化しています。

森林の浸透能



保健・レクリエーション機能

森林は、その姿や四季の彩りの変化により様々な自然景観を形成しています。

また、多種多様な生物が息息する場であり、自然環境を保全するうえでも重要な役割を担っています。

さらに、自然やみどりにふれあいながら学ぶ体験学習の場として活用されており、健康づくりや趣味活動のために自然散策等を楽しむ場としても活用されています。

快適環境形成機能

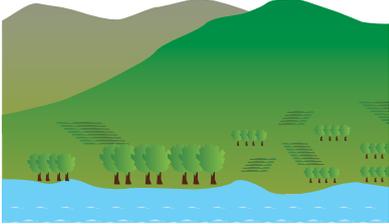
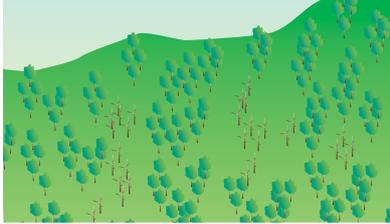
森林は光合成により地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収し、炭素として固定・貯蔵するほか、酸素の放出、防風や防火、防音、塵埃の吸着、蒸発散作用等によるヒートアイランド現象^(※)の緩和等の機能を果たしており、快適な生活環境を作り出しています。

^(※)ヒートアイランド現象…冷暖房などからの熱エネルギーの放出や、地面の舗装、下水道の発達などによる水分の蒸発散量の減少によって、地表温度や気温が上昇する都市部特有の現象

保安林とは

私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林を、国や県が「保安林」に指定し、その働きが失われないように伐採や開発等の行為を制限しています。また、治山事業により、森林の造成や整備、森林が育つ基盤となる林地を保全するための施設を整備しています。

保安林指定の目的（森林法第25条第1項の各号）

- | | | |
|---|--|---|
| <p>1 水源のかん養</p> <p>水を蓄え、洪水や濁水を和らげる</p>  | <p>2 土砂の流出の防備</p> <p>土砂の流出や土石流を防ぐ</p>  | <p>3 土砂の崩壊の防備</p> <p>山崩れ等を防ぐ</p>  |
| <p>4 飛砂の防備</p> <p>飛砂の発生や侵入を防ぐ</p> | <p>5 風害、水害、潮害等の防備</p> <p>気象災害から道路や田畑、住宅等を守る</p> | <p>6 なだれ又は落石の危険の防止</p> <p>落石等を止めたり勢いを弱める</p> |
| <p>7 火災の防備</p> <p>火災の延焼を防ぐ</p> | <p>8 魚つき</p> <p>水辺の環境を良好にし、魚の繁殖を助ける</p> | <p>9 航行の目標の保全</p> <p>船舶の航行の目標となって安全を確保する</p> |
| <p>10 公衆の保健</p> <p>生活にゆとりを提供するとともに、生活環境を守る</p> | <p>11 名所又は旧跡の風致の保存</p> <p>名所や旧跡、景勝地などを保存する</p> | |

保安林に指定されると

立木伐採などの際、必要最小限の制限を受けます

行為制限

- | | |
|----------------------------|---|
| <p>① 立木の伐採</p> | 保安林で立木を伐採する場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。（間伐および人工林の択伐については届出が必要です。）なお、この場合、指定施業要件として定められている制限の範囲内の伐採であれば許可されることになっています。 |
| <p>② 土地の形質の変更など</p> | 保安林内で家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行う場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、これらの行為が、保安林の働きに支障を及ぼさないと認められる場合には、許可されることになっています。 |
| <p>③ 植栽の義務</p> | 立木を伐採したあと、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合には、伐採した跡地への植栽が義務づけられます。 |

損失補償などの措置があります

優遇措置等

- | | |
|--|--|
| <p>① 伐採の制限に伴う損失についての補償が受けられます</p> | 禁伐または択伐の伐採制限が課せられる保安林については、立木資産の凍結に対する利子相当分の補償が受けられます。 |
| <p>② 税金が非課税になったり減額されたりします</p> | 固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3～8割が控除されます。 |
| <p>③ 特別の融資が受けられます</p> | 一定の条件を満たしている場合には、伐採が制限される立木の維持に必要な資金を長期で低利に（株）日本政策金融公庫から借りることができます。条件等については、お近くの公庫支店または取扱い金融機関にお問い合わせください。 |

治山事業の目的

山地災害を防止する

県内では、台風や局地的豪雨、林野火災等によって、土石流や山崩れ、落石といった様々な山地災害が発生しています。治山事業では、このような災害によって被災した森林の復旧工事を行い、更なる被害の拡大を防止しています。

また、災害が発生するおそれのある地区では、治山ダム等の治山施設の設置や、防災機能の高い森林にするための整備を行っています。

どせきりゅう 土石流

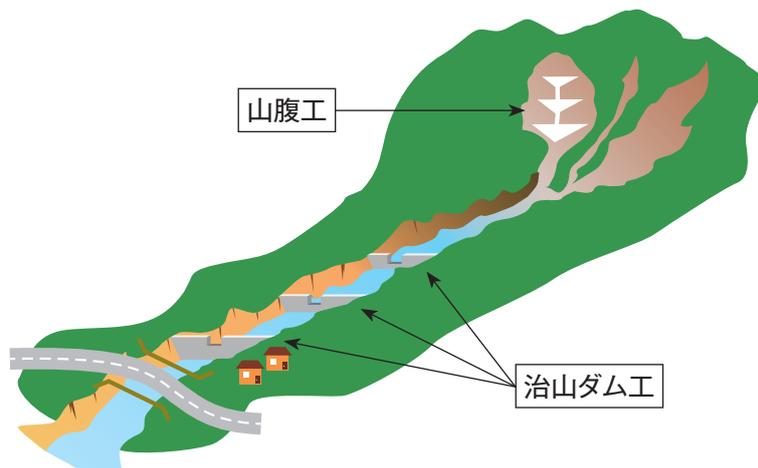
山腹や谷の多量の土砂が、大雨などによって水と一体となって一気に下流へ押し流される災害です。



土石流が発生した溪流の安定を図り、更なる山地の崩壊の防止や、下流への土砂の流出を抑止するため、治山ダム等を設置する溪間工事や山の斜面を安定させる山腹工事などを行います。



平成 16 年度災害関連緊急治山事業（観音寺市）谷止工



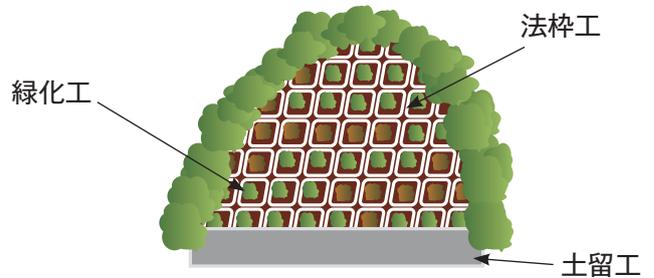
やまくず
山崩れ

雨水が地中にしみ込んだり、地震等により、山の斜面が突然崩れ落ちる災害です。



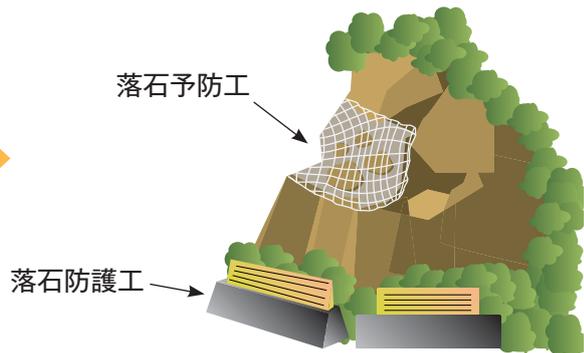
平成 28 年度復旧治山事業（三豊市）

崩れた山の斜面を安定させ、土砂の移動を防ぐため、斜面を整地したり治山施設の設置や緑化をする山腹工事をを行います。



らく せき
落 石

急峻な斜面にある石や岩は、大雨や風化、地震等によって落下し、人家や道路、鉄道等のライフラインに被害を与える恐れがあります。



落石による被害を防ぐため、斜面上にある石をコンクリートやワイヤー等で固定するほか、落石を捕捉するための柵を設置する山腹工事をを行います。



平成 28 年度離島振興緊急予防治山事業（土庄町）落石防護工



平成 28 年度離島振興緊急予防治山事業（土庄町）落石予防工

治山事業の目的

森林の働きを向上させる

水源のかん養や土砂の流出の防備をはじめとする保安林の果たすべき目的（P.3）を達成させるために、植栽や下刈り、本数調整伐等の森林整備を行っています。

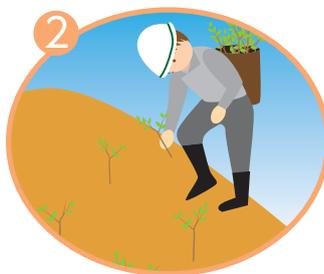
健全な森林を育てていくために

健全な森林の生育には長い時間が必要です。森林整備では保安林の目的や育成段階に合わせて植栽、下刈り、本数調整伐等の一連の作業を行います。



1 地ごしらえ

植栽等の支障となる草木を刈りはらったり、枝葉を片付けて林地を整理します。



2 植栽

森林を早く確実に成立させるため、保安林等の目的や地域にあった苗木を植え付けます。県内では、1haあたり3,000~5,000本が、一般的ですが、森林火災後等では、1haあたり、10,000本を植栽することもあります。

【4,500本の場合】

目的の樹木3,000本、
肥料木※1,500本

※肥料木…土壌改善の効果がある樹木の総称で、ヤマモモ、ヤシヤブシ等があり、土壌条件の悪いところで植栽する際に導入する。

3 下刈り

植栽木の成長を阻害する雑草木を刈り払います。植栽翌年から5~10年くらいの間、毎年夏ごろに行います。



4 除伐

植栽木等の成長の邪魔になる雑木を伐採します。植栽後10~20年くらいの間に行います。

5 本数調整伐

樹木等の生育を促進させるため、一部を抜き切りします。植栽後20年後くらいから5~10年ごとに行います。



手入れの行き届いた森林

荒廃した森林

本数調整伐は、樹木や下層植生の生育促進を図るために、植栽した樹木の一部を抜き切りする作業です。

樹木が成長すると、森林の中は混み合ってきます。そのまま放置すると、木の幹が細長くモヤシのようになってしまい、風倒木等の被害が発生するおそれがあります。また林内が暗いため下層植生が生育できなくなり、表土が流出してしまうことで、水源かん養機能が低下してしまいます。

このため、本数調整伐を行い、木の生育を促し、林内に光を取り入れ、水源かん養機能や土砂流出防止機能の高い健全な森林に導きます。



手入れが遅れ、地表がむき出しとなったヒノキ林



適切に本数調整伐を行った森林では、林内に光が入り、地表に草木（下層植生）が育っています。

りんやかさい まつ むしひがい 林野火災・松くい虫被害など

火災や強風、松くい虫被害(※)などによって森林が荒廃すると、森林の持つ多面的機能が失われてしまい、安全な暮らしが脅かされるおそれがあります。

森林を早期に回復し、本来の機能を発揮させるために、樹木などを植栽したり、樹木などの健全な成長を促進するための森林整備を行います。

※ 松くい虫被害…マツノマダラカミキリにより媒介されるマツノザイセンチュウが引き起こすマツ類の樹木の集団的な枯死現象のこと



火災によって森林が焼失



植栽等を行い、火災の数年後には緑が回復しました。

さんちさいがいぼうし

山地災害防止キャンペーン

山地災害の未然防止を図るため、県では「山地災害防止キャンペーン」として毎年5月20日から6月30日の間、広報活動や、山地災害危険地区のパトロールを実施しています。

広報活動

ポスターやパンフレットを掲示、配布したり、周辺施設に説明を行うなどして、地域における防災意識の醸成を図っています。また、災害時への備えや避難行動に役立ててもらえるように、山地災害危険地区マップを県のホームページで公開しています。



施設を訪問し、山地災害の危険や、その兆候について、説明しています。



市町担当会の様子

山地防災パトロール

市町等の関係機関と連携して、山地災害危険地区をパトロールし、山地災害の情報収集や治山施設等の点検を実施しています。



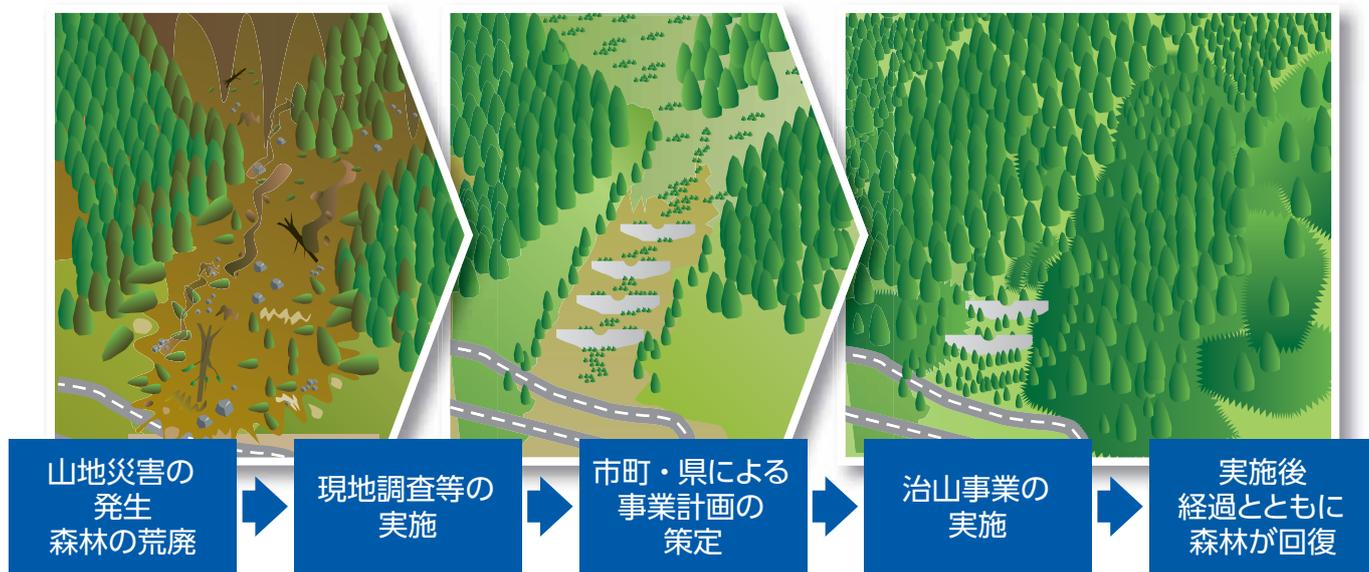
森林の荒廃状況の点検



治山施設の点検

治山事業の流れ

香川県では、山地災害が発生した際には、市町と協力して現地調査を行い、治山事業が必要な箇所については、事業計画を策定し、復旧整備や予防対策工事などを実施しています。



治山事業による
復旧

TOPICS 1

香川県の森林の概要

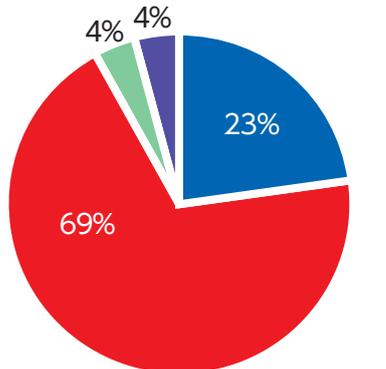
1. 森林面積・森林率

- 香川県の森林面積 約8万8千ha
(うち国有林面積 約8千ha)
(うち民有林※ 面積 約8万ha)
- 香川県の森林率 47%
- 県民一人あたりの森林面積 約923㎡

※民有林…国有林以外の森林。
所有者別に「公有林」と「私有林」がある。

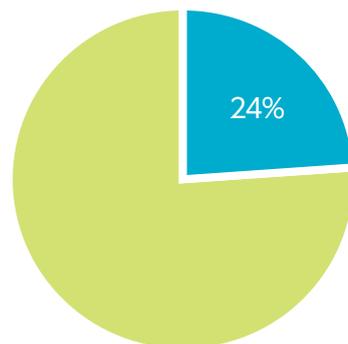
(平成29年3月31日現在)

2. 民有林における 林種別の割合



■人工林 ■天然林 ■竹林 ■未立木地
(令和3年3月現在)

3. 民有林における 保安林の割合



■保安林
(令和3年3月現在)